

別 紙

1 希望調査対象事業及び提出書類

希望調査対象事業	事業概要	提出書類
令和7年度京都府新しい商店街づくり総合支援事業		
① 地域課題解決コミュニティ活性化事業 【単独型 / 連携型 / 子育て応援タイプ】	1	様式1
② 商店街に関わる人材育成交流促進事業	2	様式2
令和6年度2月補正京都府地域商業活性化・物価高騰対策事業		
③ 商店街買い物環境整備事業	3	様式3
④ 地域消費活性化事業	4	様式4

2 提出期限

令和7年4月8日（火）

3 留意事項

- (1) 今回の調査は、令和7年度の補助対象事業としての検討を行うものであり、事業を計画されている場合には、必ず調査票を提出してください。なお、事業内容、支出の内容・金額、事業効果等について、十分に検討・精査していただくようお願いします。また、希望のあった全ての団体に補助金の交付を確約するものではありません。あくまで予算の範囲内での執行になるため、希望調査票を提出されても、御希望に添えない場合がありますのであらかじめ御了承ください。
- (2) ①地域課題解決コミュニティ活性化事業及び②商店街に関わる人材育成交流促進事業については、事業内容が当補助金の目的・趣旨に合致しない場合には、採択されないことがありますので御了承ください。
- (3) ③商店街買い物環境整備事業及び④地域消費活性化事業については、昨年秋に実施しました希望調査にて、「令和7年度新しい商店街づくり総合支援事業 商店街にぎわい施設・設備整備事業」及び「令和7年度新しい商店街づくり総合支援事業 地域消費拡大事業（プレミアム商品券発行支援）」の希望調査票を御提出いただきました団体を優先的に採択いたします。
- (4) 希望調査に基づき、令和7年度補助対象事業の検討を行いますが、その際、ヒアリングの実施（④地域消費活性化事業を除く）や、追加資料の提出等を求めることがありますので、あらかじめ御了解ください。
- (5) 事業の早期着手を希望される場合は、上記提出期日に関わらず、御連絡いただきますようお願いいたします。

- (6) ①地域課題解決コミュニティ活性化事業、②商店街に関わる人材育成交流促進事業は令和8年3月31日(火)までに、③ 商店街買い物環境整備事業、④地域消費活性化事業は令和8年2月10日(火)までに、支払いを含めて全ての事業を終了してください。
- (7) 事務費に係る消費税については、補助事業者が課税事業者の場合、本事業に係る課税仕入に伴い、消費税及び地方消費税の還付金が発生することになるため、この還付と補助金交付が重複しないよう、課税仕入の際の消費税及び地方消費税相当額について、原則としてあらかじめ補助対象経費から減額しておくこととします（この消費税及び地方消費税相当額を「消費税等仕入控除税額」といいます。）

ただし、課税事業者のうち、「簡易課税制度」を適用される事業者、もしくは「インボイス制度の2割特例」を適用される事業者は、消費税等を含んだ額で申請いただいて支障ありません。

4 補助対象事業として採択された場合の手続き等

補助対象事業として採択された場合、原則として1ヶ月以内に交付申請書を提出してください。

5 提出先 ※Excel データでの御提出をお願いします。

京都市内の 対象事業者	京都府商工労働観光部 中小企業総合支援課 商業支援係 上條、中村 アドレス： m-uejo00@pref.kyoto.lg.jp f-nakamura88@pref.kyoto.lg.jp *本調査のとりまとめについて、下記の団体に協力いただいておりますが、具体的な提出方法については、加盟の団体等と調整願います。 (取りまとめ依頼団体：京都商店連盟、京都商工会議所中小企業支援部、京都府中小企業団体中央会、京都小売市場連合会、京都市小売商総連合会)
京都市以外の 対象事業者	各振興局を通じて各市町村商業振興担当課にとりまとめを依頼しております。具体的な提出方法については、各市町村商業振興担当者と調整願います。

6 参 考 希望調査ご記入時に活用ください。

○支出経費の分類

報 償 費	講演会・研修会などの講師、ゲストスピーカーに対する謝礼など
旅 費	講演会・研修会などの講師、ゲストスピーカーに係る交通費など
消 耗 品 費	事務用品など、短期に消費される物品の購入経費
印 刷 製 本 費	チラシ、パンフレット、会議資料など、印刷物の作成等の経費
役 務 費	会場設営など、人的なサービスの提供に対する経費
通 信 運 搬 費	郵便料、運搬料など、通信及び運搬に要する経費
広 告 料	チラシの新聞折込手数料など、広告に要する経費
使用料及び賃借料	会場、店舗、機器等の使用及び賃借に要する経費

委 託 料	専門的な業務などの委託に要する経費
工事費・修繕費	建築物、工作物等の工事・修繕等に要する経費
備品購入費	比較的長期間の使用に耐える物の購入経費（補助対象事業にのみ使用するものに限る。）

○主な補助対象外経費

人件費、飲食に係る経費、銀行等への振込手数料、代引手数料、道路使用許可等の申請に係る手数料、著作権・意匠登録等権利の取得に係る経費、経常的な団体運営に要する経費（電話代、光熱水費、ガソリン代等経常的な経費との区分ができない経費を含む）、汎用性の高い備品（車両、パソコン、プリンタ、カメラ等補助目的以外の他の機会でも使用できるもの）の購入に係る経費、レンタルにより事業実施可能な備品（テント、音響機材、プロジェクター等）の購入に係る経費、視察に係る経費、その他公金で補助することが不適切と考えられる経費

7 今後のスケジュール（見込み）

（1）地域課題解決コミュニティ活性化事業

3月～4月	希望調査実施（商店街創生センター相談受付）
希望調査票提出後	ヒアリング、専門家による意見聴取会議 ※申請者には、プレゼンテーションを行っていただきます。
6月～	交付申請書の提出
～令和8年3月31日（火）	事業完了。速やかに実績報告書を提出。

（2）商店街に関わる人材育成交流促進事業

3月～4月	希望調査実施（商店街創生センター相談受付）
希望調査票提出後	必要に応じてヒアリング 交付申請書の提出
～令和8年3月31日（火）	事業完了。速やかに実績報告書を提出。

（3）商店街買い物環境整備事業

3月～4月	希望調査実施
希望調査票提出後	ヒアリング
6月～	交付申請書の提出
～令和8年2月10日（火）	事業完了。速やかに実績報告書提出

（4）地域消費活性化事業

3月～4月	希望調査実施
6月～	交付申請書の提出
～令和8年2月10日（火）	事業完了。速やかに実績報告書提出